

障害者の雇用を御検討の企業の皆様へ

群馬県が実施する障害のある方を対象とした職業訓練

実践能力習得訓練コース

を御活用ください

職業訓練（3か月以内〔標準2か月〕の実務実習）を受託

いただける企業・団体を募集しています



障害のある方の
就職を目指して、
企業等を実習先とし、実際の作業
を通して実践的な職業訓練を実施
するコースです。

コース概要

委託費を お支払いします

原則、中小企業様へは受講者1人
あたり月額9万円(税別)、それ以
外の企業様へは月額6万円(税別)
を上限にお支払いします。

コース設定

訓練期間：3か月以内
〔標準2か月〕
開催時期：打合せにて決定
訓練人員：原則1～2名/コース
訓練時間：標準100時間/月
（60時間/月～126時間/月）
※訓練期間中は、出席管理等の
関連事務があります。



お気軽に
御相談して
ください！

お問い合わせ先

〒371-0006 前橋市石関町124-1

群馬県立前橋産業技術専門校 産業人材開発係 障害者委託訓練担当

電話 027-230-2211 FAX 027-269-7654

ホームページ <https://maetech.ac.jp>



【障害者雇用を検討している企業の皆様へ】

障害のある方のための職業訓練のひとつである「実践能力習得訓練コース」の受託を御検討されてみてはいかがでしょうか。

メリット！

- 自社の施設（事務所、工場、店舗など）を活用した職業訓練であるため、
- ◎ 訓練中の指導を通じて、受講者に業務手順や職場のルールを十分に伝えることができます！
 - ◎ 受講者の業務遂行力や必要な配慮点等について、具体的に知ることができます！
 - ◎ その上で、採用を検討することができます！
- ※ 前橋産業技術専門校の職員が、「訓練内容の設定から面接、訓練実施、関係事務、委託料のお支払」に至るまでコーディネートいたします。

【訓練活用の流れ】

前橋産業技術専門校へ相談【エントリーを作成し、訓練内容を決定します】

受講者の募集【見学等の対応（現場説明など）をしていただきます】

求職者が訓練へ応募【入校選考の実施（ハローワークのあっせんが必要）】

委託契約の締結【見積書等、関係書類を提出していただきます】

訓練実施【訓練の他、訓練実施状況報告などの事務があります】

訓練修了【完了報告書を提出いただいた後、委託費をお支払いします。】

受講者の採用も併せて御検討ください

群馬県立前橋産業技術専門校 産業人材開発係 障害者委託訓練担当

電話 027-230-2211 FAX 027-269-7654

